

沖縄県における麻疹発生（第2報） 「沖縄県外へ」

沖縄県の麻疹発生については、4月12日時点で麻疹患者が43名となり、感染が拡大しています。

また、4月11日、愛知県で沖縄県に旅行歴のある麻疹患者の届出がありました。患者は、沖縄旅行後、4月6日に発症、4月4日～7日埼玉県、4月7日新幹線を利用し、埼玉県から愛知県へ帰省し、名古屋市内の医療機関を受診しています。今後、更に広範的な地域において発生する可能性があります。

つきましては、発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、沖縄県等への旅行歴、新幹線利用歴、予防接種歴の確認などをご留意いただきますようお願いいたします。

■留意すべき行動歴：①3月17日以降 沖縄県への旅行歴

②4月7日（土）17時頃から18時45分頃
新幹線のぞみ（品川駅～名古屋駅）利用

*上記以外でも、麻疹を強く疑う症状のある方を診察した場合は情報提供をお願いします。

■連絡先

平日	:	和歌山市保健所 健康危機管理班	TEL(073)488-5109
夜間・休日	:	和歌山市役所 警備室	TEL(073)432-0001

急性弛緩性麻痺（AFP）5類全数把握疾患へ

AFPが、5類全数把握疾患へ追加されます。（施行期日：平成30年5月1日）
診断された場合は、全例について、7日以内に届出をお願いします。

●届出に必要な要件（3つをすべて満たすもの）

ア	15歳未満
イ	急性の弛緩性の運動麻痺症状を伴って死亡した者、又は当該症状が24時間以上消失しなかった者
ウ	明らかに感染性でない血管障害、腫瘍、外傷、代謝障害などでないこと、及び痙攣性麻痺でないこと